



国 総 海 第 6 1 号

平成26年10月31日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部施行について（通知）

標記について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第299号）が平成26年9月3日に公布されたところであるが、今般、第11条の10の表第1号の改正規定については、平成27年1月1日より施行されることとなる。

については、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



平成26年11月
国土交通省
総合政策局

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 の一部を改正する政令について

1. 背景

平成20年10月に行われた国際海事機関（IMO）の第58回海洋環境保護委員会（MEPC58）において、マルポール条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正案が採択され、船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域における硫黄分濃度の基準が改正された。

今般、当該基準が平成27年1月1日より適用されることから、これを我が国において担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の所要の改正を行った。

2. 概要

バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域において船舶に使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を1.0%以下から0.1%以下に改めた。
(第11条の10関係)

3. スケジュール

施行：平成27年1月1日（木）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

背景

マルポール条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）

平成20年に行われた国際海事機関（IMO）の第58回海洋環境保護委員会（MEPC58）における改正



平成27年1月1日よりバルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国家カリブ海海域において、船舶に使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を1.0%以下から0.1%以下とする。

【今回の改正の内容】

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令において、バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国家カリブ海海域を航行する船舶が使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を「0.1%以下」に改正する

バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国家カリブ海海域

現

行：1.0%以下

平成27年1月1日以降：0.1%以下

（※参考）上記海域以外の海域

現

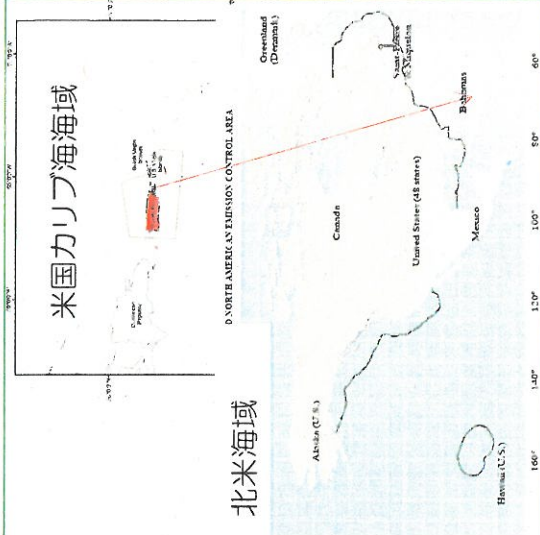
行：3.5%以下



バルティック海海域



北海海域



米国家カリブ海海域

スケジュール 施行 期日：平成27年 1月 1日（木）